



埼玉県報

第 2754 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 4 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

管理規程

- 公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- オンデマンド印刷機の保守サービスに関する落札者等の公示（文書課）
- 幸手都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画の変更に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 一般国道 462 号の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十五号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号の五（四）及び別記様式第四号の五（四の二）中「**併入番号**」を「**登録番号**」に改める。

別記様式第四号の六中

納税番号
又は法人番号

を

登録番号

に改める。

別記様式第六号の二を次のように改める。

相続人代表者指定届出書		
被相続人	住(居)所	
	氏名	(年 月 日死亡)
相続人 代表者	住所	
	氏名	(被相続人との続柄) ㊟
	個人番号	
<p>上記のとおり相続人代表者を指定したので地方税法第9条の2第1項後段の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>		
相	住(居)所	
	氏名	(被相続人との続柄) ㊟
	個人番号	
	地方税法第9条第2項に規定する相続分	
続	住(居)所	
	氏名	(被相続人との続柄) ㊟
	個人番号	
	地方税法第9条第2項に規定する相続分	
人	住(居)所	
	氏名	(被相続人との続柄) ㊟
	個人番号	
	地方税法第9条第2項に規定する相続分	
<p>(宛先)</p> <p>埼玉県 県税事務所長</p>		

記載上の注意 相続人が法人等の場合は氏名欄に法人名を、住(居)所欄には事務所又は事業所所在地を、個人番号欄には法人番号を記入する。

「納税者又は特別徴収義務者」
住所(居)所 氏名
氏名
住所(居)所

税者又は特別徴収義務者
住所(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号

「氏名」
別記様式第九号の二中「あて先」及び「宛先」
(法人にあつては所在地、) 名称及び代表者氏名

「氏名」
個人番号
(法人にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び法人番号)
住所(所在地)

第二次納税義務者
別記様式第八号の五中「あて先」及び「宛先」
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)

「第二次納税義務者」
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
個人番号(法人番号)

「納
特

別記様式第九号の十及び別記様式第九号の十一中「あて先」及び「宛先」

税者又は別徴収義務者
住所(居)所
「納税者又は特別徴収義務者」
住所(居)所又は所在地

氏 名

④

」

氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号

に始まる。

④

」

「申 請 者

別記様式第九号の十五中「あて先」を「宛先」に、 住 (居) 所
氏 名

「申請者

住 (居) 所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

④
」 個人番号又は法人番号

④

に
」

改める。

「請 求 者

別記様式第九号の十五の二中「あて先」を「宛先」に、 住 (居) 所
氏 名

「請求者

住 (居) 所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

④
」 個人番号又は法人番号

に始まる。

④

」

「特別徴収義務者

又 は 納 税 者

別記様式第九号の二十二中「あて先」を「宛先」に、 住 (居) 所
氏 名

「特別徴収義務者

又 は 納 税 者

を 住 (居) 所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑤

⑥ 「 個人番号又は法人番号

」。

」

「納税者

別記様式第十一号の(一)の「あて先」又は「宛先」及び 住(居)所
氏名

「納税者

住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
⑦
個人番号又は法人番号
」

この⑧、別記様式第十一号の「、法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税に
あつては法人番号を」又は⑨。

「法人にあつては、その 個人番号
別記様式第十一号の(二)の「名称及び代表者氏名」又は
(法人にあつては、
代表者氏名及び
」

その名称、) 又は⑩。
法人番号」

別記様式第十一号の(三)の「電話番号」又は「電話番号」
個人番号」

別記様式第十一号の(四)の「、法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特
別税にあつては法人番号を」及び「それぞれ、」及び「又は「法人番号」」又は⑪。

「納税者又は
特別徴収義務者

別記様式第十一号の(五)の「あて先」又は「宛先」及び
住(居)所
氏名

「納税者又は
特別徴収義務者

又は 住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名
④ 「」 個人番号又は法人番号

に改める。

⑤ 「」

「納税者又は

特別徴収義務者

別記様式第十一号の六中「あて先」や「宛先」は
住(居)所氏名

氏名

「納税者又は

特別徴収義務者

や 住(居)所又は所在地

⑥ 「」 氏名又は名称及び代表者氏名

個人番号又は法人番号

⑦ 「」 住所、回覧先の住所、法人の県民税、法人の事業税及び地方

⑧ 「

法人特別税にあつては法人番号を」や。

別記様式第十一号の七の欄に「、法人の県民税、法人の事業税及び地方法人

特別税にあつては法人番号を」、「それぞれ、」及び「又は「法人番号」」や。

別記様式第十二号、別記様式第十一号の二及び別記様式第十二号の四中「あて先」

「氏名又は名
称(代表者

や「宛先」は氏名) や 氏名) に改める。

「氏名又は名
称(代表者
個人番号又
は法人番号」

別記様式第十四号(二)及び別記様式第十四号(二の二)中「法人番号」や「納
税番号」に改める。

別記様式第十八号の二を次のように改める。

受付印

県 税 の 更 正 請 求 書						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地			
			氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話)	(印)	
			個人番号 又は法人番号			
年 度	税 目	期 (月) 別 事 業 年 度	納 期 限	申 告 区 分	備 考	
			. .			
更正請求の対象となる額			更 正 後 の 額			
課 税 標 準 等	税 額 等	課 税 標 準 等	税 額 等			
円	円	円	円			
申 告 書 の 提 出 年 月 日			. .			
更正・決定の通知を受けた年月日又は国の 税務官署が更正・決定の通知をした日			. .			
地方税法第20条の9の3第2項各号に 掲げる理由の生じた日			. .			
請 求 の 理 由 等						

- 注意 1 更正請求の対象となる額の欄は、誤つて申告した額又は更正若しくは決定に係る額等を記載すること。
- 2 請求の理由等の欄は、更正の請求をする理由及び請求に至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第十九号(三)を次のように改める。

別記様式第十九号（三）

収入証紙貼付欄						
(宛先) 埼玉県		納 税 証 明 書 交 付 請 求 書			年 月 日	
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 住 所 在 地			代 理 人	住 所	
	フリガナ 氏名又は名称及び 代表者職・氏名	(電話 ())			氏 名	
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号					(電話 ())
使 用 目 的 (番号を○で囲んでください。)	1 入札参加資格審査申請 (申請先：埼玉県・その他) 2 建設業許可申請・更新、事業年度終了報告書提出 3 資金借入申請 4 酒類販売業免許申請 5 公益法人認定申請 6 自動車の名義変更、所有権解除、売買、下取り 7 その他 ()					
請 求 枚 数	枚	納 税 番 号	※本人(代理人) 確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()		
証 明 事 項 (番号を○で囲み、必要事項を 記入してください。)	1 滞納額がない ことの証明	(1) 県税 (個人県民税を除く。)				
		(2) 自 動 車 税 登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼玉				
	2 税額等の証明	(1) 法 人 県 民 税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで	
		(2) 法 人 事 業 税 ・地方法人特別税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで	
		(3) 個 人 事 業 税	所得年 ()	年所得、	年所得、	年所得、
	(4) 自 動 車 税	登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼玉				
3 その他の証明						

- 注意 1 法人が請求するときは、法人の代表者印を押印してください。
- 2 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 3 最近納付 (入) した場合には、領収証書を持参してください。
- 4 交付手数料は、1 税目・1 年度 (事業年度) ・1 枚につき 円です。ただし、法人事業税及び地方法人特別税は 1 税目とみなします。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。
- 6 運転免許証、健康保険証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。
- 7 複数の自動車税について証明書が必要なときは、別の用紙等に登録番号を記載して添付してください。

別記様式第十九号の二(三)を次のように改める。

収 入 証 紙 貼 付 欄

(宛先) 埼玉県 税務所長		県 税 に 関 す る 証 明 書 交 付 請 求 書			年 月 日
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地	代理人	住 所	Ⓜ	
	フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)		氏 名		
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号				
使 用 目 的 (番号を○で囲 んでください。)	1 入札参加資格審査申請 2 建設業許可申請 3 資金借入申請 4 その他 ()		※本人(代理人)確認方法 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()		
請 求 枚 数	枚	納 税 番 号			
証 明 事 項 (番号を○で囲 み、必要事項を 記入してくださ い。)	1 法人の設立等報告に関する証明 (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地) 2 個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明 (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地) 3 その他 ()				

- 注意 1 法人が請求するときは、法人の代表者印を押印してください。
- 2 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 運転免許証、健康保険証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号の二を次のように改める。

<p>法人税・法人の事業税・地方法人特別税 の申告書の提出期限の延長等の通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県 知事 様</p> <p style="text-align: right;">埼玉県 県税事務所長 印</p> <p>地方税法第53条 第38項 第39項 の規定による法人税に係る 確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出及び同法第72条の25 第3項 第5項 (同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)による法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の承認等について、次のとおり通知します。</p>	
主たる事務所又は事業所の所在地	
法人名	
貴都道府県内の事務所又は事業所の所在地	
法人番号	
<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>の事業年度分 から法人税の確定申告書(当該法人が連結親法人である場合は連結確定申告書、当該法人が連結子法人である場合は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書)の提出期限の延長については、</p> <p>下記のとおり延長の処分があつた。</p> <p>下記のとおり指定に係る月数が変更された。</p> <p>その延長の処分が取り消された。</p> <p>その適用を受けることをやめた。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(申告書の提出期限の延長期間)</p> <p style="text-align: right;">月間</p> <p>(変更後の指定に係る月数)</p> <p style="text-align: right;">月間</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>の事業年度分 から法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長については、</p> <p>下記のとおり承認した。</p> <p>下記のとおり指定に係る月数を変更した。</p> <p>その承認を取り消した。</p> <p>その適用を受けることをやめた。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(申告書の提出期限の延長期間)</p> <p style="text-align: right;">月間</p> <p>(変更後の指定に係る月数)</p> <p style="text-align: right;">月間</p>

<p>法人税に係る確定申告書の提出期限の 延長処分等の届出等についての通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市 町 長 様 村</p> <p style="text-align: right;">埼玉県 県税事務所長 印</p> <p>法人税に係る確定申告書 連結確定申告書の提出期限の延長の処分等について、地方税法第5 第38項による届出 3条第39項による届出があつたので、次のとおり通知します。 第40項による通知</p>	
主たる事務所又は 事業所の所在地	
法人名	
法人番号	
<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>の事業年度分から法人税の確定申告書（当該法人が 連結親法人である場合は連結確定申告書、当該法人が連結子法人である場合は当該 法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）の提出期限の 延長については、 下記のとおり延長の処分があつた。 下記のとおり指定に係る月数が変更された。 その延長の処分が取り消された。 その適用を受けることをやめた。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(申告書の提出期限の延長期間) 月間</p> <p>(変更後の指定に係る月数) 月間</p>	

別記様式第二十七号の四を次のように改める。

別記様式第二十七号の四

法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限
の延長の承認通知書

年 月 日

都
道
府
県
知事 様

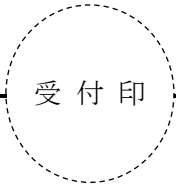
埼玉県 県税事務所長 印

地方税法第72条の25第 項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により、法人の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長を承認したので、次のとおり通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地	
法人名	
貴都道府県内の事務所又は事業所の所在地	
法人番号	
適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
申告書の提出期限 (本来の納期限)	年 月 日
延長の指定をした 申告書の提出期限	年 月 日
備 考	

別記様式第二十七号の七中「~~并~~」を「~~等~~」に改める。

別記様式第二十八号から別記様式第二十八号の三までを次のように改める。



法人の設立等報告書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日		(フリガナ) 本店所在地	〒	(局 番)	
			(フリガナ) 法人名			
	代表者			(フリガナ) 氏 名	①	
				住 所	〒	(局 番)
			法人番号			

法人を設立（転入・支店等を設置）したので下記のとおり報告します。

設 立 年 月 日			年 月 日		
資本金又は 出資金の額	円	資本金等の額 又は連結個別 資本金等の額	円	決 算 期	
事業の種類					
連結納税の承認 (いずれかを○で囲む。)		有 無	連結親法人の名称		
			連結親法人の所在地		
本 県 内 の 支 店 等	名 称	所 在 地			設置年月日
					. .
					. .
備 考					

○ 転入・支店等の設置の場合は、下記の欄にも記入してください（支店等の設置の場合は※欄のみ）。

転入年月日（登記年月日）		年 月 日（ 年 月 日）			
旧本店の所在地		〒	(局 番)		
旧本店の状況（いずれかを○で囲む。）		存 続	廃 止（ 年 月 日）		
※申告書の提出期限が既に延 長されている場合	県 民 税	: : の事業年度から 月間	事 業 税 ・ 特 別 税	: : の事業年度から 月間	

注意 1 この報告書は、設立等により本県に新たに納税義務が発生した場合に、埼玉県税条例第31条の7第1項、第2項及び第4項に基づいて、設立等の日から1月以内に提出するものです。

- 2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者（法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者）の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

- 3 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、備考欄に主宰受託者以外の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を記載してください。

(添付書類) ①定款・寄附行為・規約等の写し（受託法人に係る報告については、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生を証明する書類）

②登記事項証明書 ③他都道府県の事務所等の名称・所在地の一覧表 ④資本金等の額が資本金の額又は出資金の額と異なる場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表五（一））又は連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表五の二（一）付表一）（これらが無い場合には、貸借対照表） ⑤連結納税の承認を受けた法人については、その事実を証明する書類 各1部

別記様式第二十八号の二

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		法人の名称変更等の報告書		納 税 番 号	
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	(フリガナ) 本店所在地		〒	(局 番)	
	(フリガナ) 法人名				
	(代 清算表 人)者	(フリガナ) 氏 名		Ⓜ	
		住 所		〒	(局 番)
	法 人 番 号				

下記のとおり したので報告します。

報 告 事 項		変 更 前	変 更 後
本店所在地		〒	〒
旧本店の状況 (いづれかを○で囲む)		存続 廃止 (年 月 日)	
法人名			
代表者氏名			
資本金又は出資金の額		円	円
資本金等の額又は連結個別資本金等の額		円	円
決算期			
事業の種類			
本 県 内 の 支 店 等	名 称		
	所 在 地		
合 併 の 場 合	被 合 併 法 人 の 本 店 所 在 地	〒	(局 番)
	被 合 併 法 人 の 法 人 名		
連 結 の 場 合	連 結 親 法 人 の 本 店 所 在 地	〒	(局 番)
	連 結 親 法 人 の 法 人 名		
そ の 他			
事実が発生した年月日 (登記年月日)		年 月 日 (年 月 日)	
備 考			

注意 1 この報告書は、先に報告した事項に変更があつた場合に、埼玉県税条例第31条の7第3項及び第31条の8に基づいて、その事実が発生した日から10日以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者(法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者)の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

(添付書類) ①登記事項証明書又は議事録の写し ②資本金等の額の変更の場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表五(一))又は連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表五の二(一)付表一)(これらが無い場合には、貸借対照表) ③連結納税の承認、承認申請の却下及び承認の取消等を受けた法人については、これらの事実を証明する書類 ④その他変更の内容を証明する書類 各1部

受託者の変更報告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	(フリガナ) 主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所		〒 電話 ()	
	(フリガナ) 受託者の名称又は氏名			
	代 表 者	(フリガナ) 氏 名		④
		住 所		〒 電話 ()
	法人番号又は個人番号			

- 1 新たな受託者として就任した
- 2 受託者の任務が終了した ので、下記のとおり報告します。
- 3 主宰受託者の変更があつた

(フリガナ) 法人課税信託の名称	
法人課税信託の信託期間	年 月 日から 年 月 日まで
法人課税信託の事業年度	月 日から 月 日まで
(フリガナ) 1 引継ぎをした者 2 引継ぎを受けた者 3 変更前の主宰受託者 4 変更後の主宰受託者	の名称又は氏名
就任、引継ぎ又は変更の日	年 月 日
就任、任務の終了又は変更の理由	

注意 この報告書は、法人課税信託について新たな受託者として就任した場合、法人課税信託について受託者の任務終了に伴い当該信託事務の引継ぎをした場合及び一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合においてその主宰受託者の変更があつたときに、埼玉県税条例第31条の7の2の規定に基づいて、当該事実が発生した日から2月以内に提出するものです。

(添付書類) 就任、引継ぎ又は変更の事実を証する書類 1部

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「あて先」を「宛先」に、
「代表者」 「代表者」
を 「法人番号」
に改める。

別記様式第二十九号中 「氏 名」 「氏 名」
を 「個人番号」
に改める。

別記様式第二十九号の二を次のように改める。

事業変更報告書

		※納税番号	
		変更前	変更後
事務所又は事業所	所在地	電話番号	電話番号
	名称（屋号）		
	事業の種類		
事業主	住所	電話番号	電話番号
	フリガナ氏名		
	個人番号		
確定申告書の提出先		税務署	税務署
変更年月日		年 月 日	備考
<p>埼玉県税条例第31条の11第2項の規定により上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県 県税事務所長</p> <p style="text-align: right;">フリガナ氏名 個人番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十号中

「住所又は主たる
事務所所在地

氏名
(屋号)

を

「住所又は主たる
事務所所在地

氏名
(屋号)
個人番号

に改める。

別記様式第三十一号(一)から別記様式第三十一号の二(一)までを次のように改める。

別記様式第三十一号 (一)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>		※整理番号					
不動産取得税の課税標準の特例を受けたい旨の申告書 (建築住宅用)							
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	申 告 者	住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名) 個人番号 又は法人番号	(フリガナ) (フリガナ) (電話) ㊟				
下記の住宅の取得について、地方税法第73条の14第1項の規定の適用を受けたいので申告します。							
住宅の種類	専用・併用・共同 住宅・住宅・住宅	取得年月日	. . .	前 所 有 者	住所又は 所在地		
取得事由	新築・増築・改築 ・売買	登記の有無 及び年月日	有 (. . .) ・ 無		氏名又は 名称		
住宅 の 明 細	住宅の所在地	家屋番号	構 造	床 面 積			
				m ²			
○ 上記の住宅が、以前に建築（新築未使用住宅の購入を含む。以下同じ。）した住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合には、最初の住宅の建築に係る住宅の取得について、右の欄に記入してください。				最初に取得した 住宅の所在地			
				取 得 年 月 日	. . .	床 面 積	m ²
				取得事由		申告書提出の有無	有 ・ 無

別記様式第三十一号の二 (一)

※整理番号

県税事務所受付印
市町村役場受付印

不動産取得申告書

年 月 日		① 取得者	住所又は所在地 (アパート等)	(フリガナ)								
(宛先) 埼玉県 県税事務所長			氏名又は名称 (代表者氏名)	(フリガナ)		④ (電話 ())						
			個人番号 又は法人番号									
② 不動産の種類	土地・家屋	③ 取得価格	円		⑦ 前所有者	住所又は 所在地						
④ 取得事由	新築・増築・改築 売買・贈与	⑤ 取得年月日 (登記年月日)	(. .)			氏名又は 名称						
⑥ 取得の し 明 細 不 動	土地の所在地		地家屋番号	地種	目類	現構	況造	用途	地床	面積	積積	※固定資産課税台帳価格
(摘要)												

- (注) 1 この申告書は、不動産を取得した日から30日以内に市町村長を経由して提出してください。
 2 「申告書の書き方」をよくお読みの上記載してください。
 3 次のいずれかに該当する場合は、これを証する書面を添えてください。
 (1) 地方税法第73条の4から第73条の7までの規定及び同法附則第10条の規定に該当する場合
 (2) 地方税法第73条の14の規定及び同法附則第11条の規定に該当する場合
 (3) 地方税法附則第51条の規定に該当する場合
 4 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の取得又は同条第4項の共用部分のみの建築があつた場合においては、併せて「区分所有等に係る家屋の明細書」を提出してください。
 5 裏面の方眼紙に建築した家屋の平面図(間取)を書き入れてください。(別に平面図を添付する場合は、記載を省略しても差し支えありません。)
 6 ※印の欄は、記入しないでください。
 7 申告書中の番号は、「申告書の書き方」の番号を示します。

家屋を建築(新築、増築、改築)により取得した場合には、その家屋の所在地の案内図を次の欄に書いてください。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十三号を次のように改める。

※整理番号

不 動 産 取 得 通 知 書										
不動産の種類	土地・家屋		取得者	住所又は所在地						
取得事由				氏名又は名称						
				個人番号 又は法人番号						
取得年月日 (登記年月日)	(. .)		前所有者	住所又は所在地						
取得価格	円			氏名又は名称						
不 動 産	土地の所在地 家屋の所在地	地 種	目 類	現 構	況 造	用 途	地 床	面 積	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格	参 考 事 項
		番 号					m ²	円		
◎ 課税標準の特例及び免税点の適用に関する参考事項										備 考
地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は附則第11条の規定により課税標準から控除がある場合				該当する規定		控除額算定の基礎となる額				
				第 項						
取得した家屋を共同住宅、寄宿舍等に使用する場合				構成戸数		戸				
土地(家屋)を取得した後1年以内にその土地(家屋)に隣接する(一構えとなる)土地(家屋)を取得した場合				前の土地(家屋)の取得年月日		. .				
上記のとおり通知します。										
年 月 日										
(宛先)										
埼玉県 県税事務所長						市 町 村 長 印				

- 注意 1 固定資産課税台帳登録後に増築、改築、損壊等があつた場合には、参考事項欄にその旨付記すること。
 2 構成戸数は、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分をも1戸とすること。
 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十三号の三（一）から別記様式第三十四号の二までを次のように改める。

別記様式第三十三号の三 (一)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 印 </div>	※整理番号				
不動産取得税の減額の適用を受けたい旨の申告書 (新築住宅用土地用)					
(宛先) 埼玉県 県税事務所長 年 月 日	申 告 者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 (フリガナ) 個人番号又は法人番号 電話 () ㊦			
下記の土地の取得について、埼玉県税条例第32条の8第1項の適用を受けたいので申告します。					
減額を受けようとする土地	取得年月日 . .	取得事由 売買 贈与 交換 代物弁済 その他 ()	登記の有無及び年月日 有 (. .) . 無	地 積 m ²	現 況 . . .
前 所 有 者	住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称				
減額を受けようとする事由 (該当の頭数字を○で囲んでください。)					
1 土地を取得した日から2年以内 (平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内 (平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内)) にその土地の上に特例適用住宅が新築された (その土地の取得をした者がその土地を特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は特例適用住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)。					
2 土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた。					
3 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及びその住宅に係る土地を特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した。					
○ 新築された、新築していた又は譲り受けた特例適用住宅					
		種 類	床面積 m ²	新築された(購入した)年月日 . .	
		一戸建住宅 共同住宅	m ²	. .	

別記様式第三十三号の三 (二)

受付
印

不動産取得税の減額の適用を受けたい旨の申告書 (耐震基準適合既存住宅等用土地用)

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	申 告 者	年	月	日	住所	(フリガナ)		
							氏名	(フリガナ)
							個人番号	電話 () ⑩

下記の土地の取得について、埼玉県税条例第32条の8第3項の適用を受けたいので申告します。

減額を受けようとする土地	取得年月日	・	・	取得事由	売買 贈与 交換 代物弁済 その他 ()	登記の有無 及び年月日	有 (. . .) ・ 無
	土地の所在	地番	地目	現況	積		
							m ²

減額を受けようとする事由 (該当の頭数字を○で囲んでください。)

- 1 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得した (取得する予定である。)
- 2 土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得していた。

○ 取得した (取得する予定の) 又は取得していた耐震基準適合既存住宅

種類	床面積	取得年月日
一戸建住宅	m ²	・
その他 ()		・

※整理番号

受付印

不動産取得税減額申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	納(義得者) 税取務者	住所又は所在地				
		氏名又は名称及び代表者氏名	(電話 ()) ㊦			
		個人番号又は法人番号				
減額を受けようとする不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	減額を受けようとする税額	納 税 の 済 否	
			円	円	納税している 納税していない	

減額を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供した。

住 宅 の 種 類	床 面 積	新 築 年 月 日	取 得 年 月 日	耐 震 改 修 完 了 年 月 日	居 住 開 始 年 月 日
一 戸 建 住 宅 その他 ()	m ²

2 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなった。

○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積 積積	固定資産課税台帳価格
				m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	.				

3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の18の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。

施設の所在地	施設の種類	床面積 積積	取得年月日	助成金の額
		m ²	.	円

4 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当該個人が居住の用に供した。

宅地建物取引業者の免許証番号	住宅の種類	新築年月日	取得年月日	改修工事完了年月日	譲渡年月日	居住開始年月日
	一戸建住宅 その他()

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の2第1項若しくは第32条の11の3第1項又は地方税法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により不動産取得税の減額を受けられることとなった場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の減額を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

受付印

※整理番号

不動産取得税納税義務免除申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	納税義務者	住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者氏名	(電話 ()) ㊟
		個人番号又は法人番号	

納税義務の免除を受けようとする不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	納 税 の 額 済 否
			円	納税している・納税していない

納税義務の免除を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

- 1 譲渡担保権者が、譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転した。

設定者へ移転した年月日	譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
. .	

- 2 その他の事由（該当の数字を○印で囲んでください。）

(1) 次のア又はイに該当する。

ア 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得した。

イ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得した。

(2) 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資した。

(3) 土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡した。

- 注意1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の4第1項、第32条の11の5第1項、第32条の11の6第1項又は第32条の11の7第1項の規定により既に課税を受けている不動産取得税の納税義務の免除を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十六号及び別記様式第三十六号の二を次のように改める。

受付印

※整理番号

不動産取得税減額予定の申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取得者	住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者氏名	(電話 ())
		個人番号又は法人番号	

不動産取得税の徴収猶予を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地積 床 面	積積	取得した年月日
				m ²		. .

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 土地を取得した日から2年以内（平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内（平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地で地方税法施行令で定める場合においては、4年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定である（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）。

新築される予定の住宅	住宅の種類	床 面 積	着 工 予 定 年 月 日	完 成 予 定 年 月 日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²

2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定である。

取得する予定の耐震基準適合既存住宅等	住宅の種類	床 面 積	新 築 年 月 日	現在の所有者の住所及び氏名	取 得 予 定 年 月 日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²

3 耐震基準不適合既存住宅を取得し、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供する予定である。

住 宅 の 種 類	新 築 年 月 日	耐 震 改 修 完 了 予 定 年 月 日	居 住 開 始 予 定 年 月 日
-----------	-----------	-----------------------	-------------------

一戸建住宅 その他（ ）	・	・	・	・
-----------------	---	---	---	---

4 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定である。

○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積	積積	固定資産課税台帳価格
				m ²		円
収用・譲渡・移転補償の別		収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をする予定の年月日		公共事業の種類		公共事業の起業者
収用・譲渡・移転補償		・				

5 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の18の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定である。

施設の所在地	施設の種類	床面積	取得年月日	助成金の額
		m ²	・	円

6 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当該個人が居住の用に供する予定である。

宅地建物取引業者の免許証番号	住宅の種類	新築年月日	改修工事完了予定年月日	譲渡予定年月日	居住開始予定年月日
	一戸建住宅 その他（ ）	・	・	・	・

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項、第32条の11の2第2項若しくは第32条の11の3第2項又は地方税法附則第11条の4第2項若しくは第5項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

※整理番号

受付印

不動産取得税納税義務の免除予定の申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取 得 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 ())
		個人番号 又は法人番号	

不動産取得税の納税義務の 免除を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地床面積 m ²	積積	取得した年月日
						. .

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 取得した不動産は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として取得したもので、譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその設定者に移転する予定である。

設定者へ移転予定の年月日	. .
--------------	-----

2 その他の事由（該当の数字を○印で囲んでください。）

(1) 次のア又はイに該当する。

ア 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定である。

イ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する

工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定である。

- (2) 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定である。
- (3) 土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡する予定である。

- 注意1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の4第2項、第32条の11の5第2項、第32条の11の6第2項又は第32条の11の7第2項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十七号の三及び別記様式第三十八号を次のように改める。

別記様式第三十七号の三

※整理番号

受付印

不動産取得税還付申請書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	取得者	住所又は所在地		
			氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)	
			個人番号 又は法人番号	(電話 ())	㊞

年度	納税番号	還付金の	当座	No.
区分	納付額	振込先	普通	
税額	円	※ 還付の申請があつた日から 起算して10日を経過した日	支店	
延滞金		摘要		
合計				

還付を受けようとする事由（該当の数字を○印で囲んでください。）

- 1 家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて課税を受けたことによる減額
- 2 土地を取得した日から2年以内（平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内（平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことによる減額（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）
- 3 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得したことによる減額
- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供したことによる減額

- 5 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなったことによる減額
- 6 譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことによる納税義務の免除
- 7 その他の事由による減額・免除（下線部分に該当する規定を記入してください。）
- (1) 県税条例第32条_____第_____項に該当
 - (2) 地方税法附則第11条の4第2項又は第5項に該当
 - (3) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項に該当
 - (4) その他（ _____ ）

注意1 この申請書は、埼玉県税条例第32条第7項、第32条の11第1項、第32条の11の2第3項、第32条の11の3第5項、第32条の11の4第3項、第32条の11の5第3項、第32条の11の6第3項若しくは第32条の11の7第3項、地方税法附則第11条の4第2項若しくは第5項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項の規定により、既に納付している不動産取得税の還付を受けられることとなったときに提出してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

ゴルフ場利用税に係る登録事項変更届

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		納 税 番 号	
		氏 名 (名称及び 代表者名)	住 所 (所在地)
年 月 日		特 義 別 務 徴 収 者	
(宛先) 埼玉県 税事務所長		経 営 施 設	
下記のとおり変更したので届け出ます。			
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
特 別 徴 収 義 務 者	(フリガナ) 氏名 (法人名)		※組織コード
	(フリガナ) 法人代表者名		
	住 所 (所在地)		※住所コード
	電 話 番 号	()	()
	個 人 番 号		
経 営 施 設	(フリガナ) 屋号・名称		※屋号コード
	所 在 地		※住所コード
	電 話 番 号	()	()
	所 有 者		
そ の 他			
変 更 年 月 日		年 月 日	

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

別記様式第四十四号を次のように改める。

別記様式第四十四号

受付印	※処理事項			一覧表	入力確認	精査検算		
				※調定事由		納税番号		
年 月 日 (宛先) 埼玉県 税事務所長	特義別務徴	住所 (所在地)						
		氏名 (法人名及び代表者氏名)	㊟					
	取者	個人番号 (法人番号)						
	ゴルフ場	所在地						
		フリガナ 名称						
	電話番号	自宅	()	経営施設	()			

年 月分ゴルフ場利用税納入申告書

区分	課税標準の総数① (利用人員)	税率②	税額①×②		
通常の利用 (A)					
特定利用の適用分					
	小計 (B)				
軽減税率の適用を受ける競技会 に出場する選手の利用 (C)					
計 (A)+(B)+(C)					
非課税規定に該当した者の内訳	18歳未満の者	70歳以上の者	障害者	国民体育大会	教育活動
					学生、生徒、児童
	人	人	人	人	人
					引率の教員
					人

- 注意 1 記載事項を変更したときは、必ず訂正印を押してください。
 2 毎月15日までに必ず申告してください。15日を過ぎますと不申告加算金がかかります。
 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第四十五号を次のように改める。

(裏面)

施設の所在図	※又は被承継者 共同経営者	氏名 (名称及び代表者)	TEL ()	
		住所 (所在地)		
施設の見取図	※調査の結果・所見		
			
			
	調査年月日	・	調査者氏名印	㊟
※特記事項	年月日	内容		
			
			
			

「特別徴収義務者

住所又は所在地

「特

別記様式第四十六号の二中 氏 名

④ や

（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

」

別徴収義務者

住所（所在地）

ひ' 「あて先」 や 「宛先」

氏名（名称及び代表者氏名）

④

個人番号（法人番号）

」

ひ' 「県税事務所長」 や 「 税事務所長」 と 各 各 。

別記様式第四十六号の三中
氏名（その名称及び
代表者氏名）

「法人にあつては、
その名称及び
代表者氏名」

「法人にあつては、
その名称及び
代表者氏名」

」 個人番号（法人番号） 」

ひ' 「あて先」 や 「宛先」 ひ' 「県税事務所長」 や 「 税事務所長」 と 各 各 。

「住 所

「住 所（所在

別記様式第五十八号中 氏 名（名称及びその代表者氏名）

」 や 氏 名（名称

」 個人番号（法

地）

及びその代表者氏名） ひ' 「あて先」 や 「宛先」 と 各 各 。

人番号） 」

別記様式第六十二号を次のように改める。

別記様式第六十二号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	納 税 者	住 所 又 は 所 在 地			
		氏名又は名称 及び代表者氏名		㊟	
		個 人 番 号 又は法人番号			
鉦 区 税 申 告 書					
鉦 区 及 び 鉦 業 権	登 録 番 号	試 採 県 掘 権 登 録 第 号			
	登 録 年 月 日	年 月 日			
	鉦 物 の 種 類				
	面 積	埼玉 県分	アール	他県分 (県)	アール
	存 続 期 間	年 月 日 まで			
	所 在 地				
県内の主たる事務所若しくは 事業所又は県内において 納税の便宜を有する場所	所 在 地				
	名 称				
納税義務の発生・消滅又は 異動	年 月 日	発生・消滅・異動	年 月 日		
	事 由				
摘 要					

別記様式第六十四号の六を次のように改める。

別記様式第六十四号の六

※整理番号	
-------	--

自動車取得税納税義務（納付義務）免除申告（申請）書兼還付申請書

年 月 日 （宛先） 埼玉県自動車税事務所長	納義	住所又は所在地	
	務	氏名又は名称	㊟
	税者	個人番号又は法人番号	

納税（納付）義務の免除を受けようとする自動車取得税	年 度	登録番号又は車両番号	車 名	形状又は特種用途区分	型 式	税 額	納 税 の 済 否
							円

還付を受けようとする額	徴 収 番 号	区 分	納 付 額	還付を受けようとする額	納 付 年 月 日	※還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日
		税 額	円	円	. .	
		延 滞 金			. .	
		計			. .	

納税義務（納付義務）の免除又は還付を受けようとする事由及びその明細（該当の頭数字を○印で囲み、その所要事項欄に記入してください。）

1 譲渡担保財産として取得した自動車を債権の消滅により、その取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転した。

取 得 年 月 日	移 転 した 年 月 日	設 定 者 の 住 所 、 氏 名 又 は 名 称
. .	. .	

2 自動車の性能が良好でないこと又は車体の塗色等が契約内容と異なる等の理由により、取得の日から1月以内にその自動車を販売業者に返還した。

取得年月日	返還した年月日	自動車販売業者の住所、氏名又は名称
・ ・	・ ・	

注意1 この申告書は、埼玉県税条例第45条又は第45条の2の規定により、上記納税義務（納付義務）の免除又は還付を受けようとする事由のいずれかに該当したときに直ちに提出してください。

2 この申告書には、納税義務（納付義務）の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第六十四号の七を次のように改める。

別記様式第六十四号の七

※整理番号	
-------	--

自動車取得税納税義務の免除予定の申告書							
年 月 日	取 得 者	住所又は 所在地					
(宛先) 埼玉県自動車税事務所長		氏名又は名称	⑩				
		個人番号 又は法人番号					
登録番号又は 車両番号	車 名	形 状 又 は 特 種 用 途 区 分	型 式	免除を受けようとする額	取得した年月日	設定者へ移転する 予 定 年 月 日	
				円	

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第45条第1項の規定により納税義務の免除が予定される場合に、自動車取得税申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、譲渡担保権の設定を証する書類その他納税義務の免除が予定されることを証する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第六十五号を次のように改める。

別記様式第六十五号

(表 面)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書										*納税番号		
受付印 下記のとおりに登録申請をします。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 税務所長		特別徴収義務者	フリガナ		*組織コード		事務所又は事業所	フリガナ		*組織コード		
			氏名 (法人名)					名称				
			フリガナ					フリガナ				
			法人代表者名					代表者名				
			*住所コード					*住所コード				
			住所 (所在地)					所在地				
			電話番号 ()					電話番号 ()				
個人番号 (法人番号)												
*県税		*定休日		*連納者		*申告者		*本支店		事業開始年月日 . . . 事務所又は事業所数 (本店を含む。)		
特約売業者指定年月日 . . .			特約契約してある元売業者			所在地			特約契約した年月日 . . .			
開業年月日 (法人にあつては、その設立年月日) . . .						名称			元売業者との引取開始年月日 . . .			
取及 扱 び 石 貯 油 蔵 製 設 備 の 種 概 類 要	製 品 名		貯 蔵 設 備		数 量		*		保 有 輸 送 力	車 種		台 数
			K0タンク地上地下		基					t ローリー		
										tトラック		
										tトラック		
軽 油 の 納 入 先	住 所 又 は 所 在 地		氏名又は名称及び代表者氏名		納入開始年月日		その他参考事項					

- 注意 1 裏面には、事務所又は事業所の所在図並びに事務所又は事業所及び貯蔵設備の見取図を書いてください。
 2 *印の欄には記入しないでください。

(裏面)

事務所又は事業所の所在図	※又は被承継者 共同経営者	氏名 (名称及び代表者)	TEL ()			
		住所 (所在地)				
事務所又は事業所及び貯蔵設備の見取図	※ 調査の結果・所見				
					
					
					
事務所又は事業所及び貯蔵設備の見取図	※ 特記事項	調査年月日	・	調査者氏名印	㊟	
		年 月 日	内 容			
					
					

別記様式第六十五号の三を次のように改める。

軽油引取税特別徴収義務者変更登録申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>				納税番号		
		特別徴収義務者	氏名 (名称及び代表者名)			
住所 (所在地)						
個人番号 (法人番号)						
事務所又は事業所	名称					
	代表者の氏名					
	所在地					
	電話番号	()				
年 月 日						
(宛先) 埼玉県 県税事務所長						
下記のとおり変更したので申請します。						
変更事項		変更前	変更後			
特別徴収義務者	(フリガナ) 氏名・法人名			※組織コード		
	(フリガナ) 法人代表者名					
	住所 (所在地)		※ 住所コード			
	電話番号	()	()			
	個人番号					
事務所又は事業所	(フリガナ) 名称			※組織コード		
	代表者の氏名					
	所在地		※ 住所コード			
	電話番号	()	()			
事務所又は事業所数 (本店を含む。)						
元売業者の名称						
その他						
変更年月日			年	月	日	

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

別記様式様式六十五号の三の二中「あて先」や「宛先」は、「県税事務所長」や「
税事務所長」は、
「法人にあつては、所在地、」 「個人番号
名称及び代表者氏名」や「法人にあつては、所在
代表者氏名及び法人番

地、名称、)」

「氏名

別記様式様式六十五号の四中
(法人にあつては、その)
名称及び代表者氏名

④

「氏名

④

個人番号

や

(法人にあつては、その)
名称及び代表者氏名

は、「あて先」や「宛先」は

」

「県税事務所長」や「税事務所長」は

住所

住所(所在地)

別記様式様式六十五号の五
氏名(法人にあつては名称)
及びその代表者氏名

氏名(法人にあ
及びその

個人番号(法人番

つては、名称)は、「あて先」や「宛先」は、「県税事務所長」や「税事務所
代表者氏名

号)は

長」は

住所

住所(所在地)

別記様式様式六十八号の
氏名(法人にあつては名称)
及びその代表者氏名

氏名(法人にあ
及びそ

個人番号(法人

あつては、名称)は、「あて先」や「宛先」は、「県税事務所長」や「税事務
の代表者氏名

番号)は

所長」は

「住 所

「住 所 (所在地)

原記簿名簿七十四号 氏 名

(法人にあつては名称及びその代表者氏名)

氏 名 (及びその

個人番号 (法人番

つては、名称) 及び 「あて先」や 「宛先」及び 「県税事務所長」や 「 税事務所

代表者氏名

号)

長」及び

原記簿名簿七十四号の三十三

「氏名 (法人にあつてはその名称及び代

「氏名 (法人にあつてはその名称及び代 個人番号 (法人番号)

は、) 及び 「あて先」や 「宛先」及び 「県税事務所長」や 「 税事務所長」

及び

原記簿名簿七十四号の五十四号の田中 「あて先」や 「宛先」及び 「県税事務所長」や 「 税

「 (法人にあつては、所在地、) 個人番号

事務所長」

(名称及び代表者氏名)

及び (法人にあつては、所在地、代表者氏名及び法人

名称、) 及び

番号

「氏名 (名称及び代表者

原記簿名簿七十四号の六及び原記簿名簿七十四号の七十三

氏名) 「氏名 (名称及び代表者氏名)

及び

⑩ 及び 「あて

⑨」 個人番号 (法人番号)

先」及び 「宛先」及び 「県税事務所長」及び 「 税事務所長」及び

「 法人にあつては、

「 法人にあつて

氏名 [その名称及び

氏名 [その名称及

別記簿名簿七十五号の三十三

氏名 [その名称及び代

及び

氏名 [その名称及代

個人番号 (法人番号)

「氏名」
に「あて先」を「宛先」に、「県税事務所長」を「税事務所長」に改める。

別記様式第七十九号を次のように改める。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	特別徴収義務者	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)
	フリガナ 法人等名	_____	_____
	フリガナ 代表者	_____	_____
	フリガナ 法人番号	_____	_____

下記のとおり、利子割の申告納入について届け出ます。

届出事由	1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種別の変更			
新設等年月日	年 月 日	異動事由		
営業所等	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)		
	フリガナ 店舗等名	_____		
特別徴収義務者番号※	_____	_____	_____	_____
利子等の種別及び 利子割の納入方法	利子等の種別		納入方法	
			店舗等ご とに納入	本店等に おいて一 括納入
	1	特定公社債以外の公社債の利子		
	2	銀行預金利子		
	3	銀行以外の金融機関の預貯金利子		
	4	勤務先預金等の利子		
	5	合同運用信託の収益の分配		
	6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配		
	7	郵便貯金利子		
	8	国外一般公社債等の利子等		
	9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		
	10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの		
	12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		
	13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		
	14	定期積金の給付補填金		
	15	掛金の給付補填金		
	16	抵当証券の利息		
	17	貴金属等の売戻し条件付売買の利益		
18	外貨建預貯金等の為替差益			
19	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益			
一括納入する本店等	フリガナ 所在地	〒 _____ (電話 _____)		
	フリガナ 店舗等名	_____		
特別徴収義務者番号※	_____	_____	_____	_____
(備考)				

- 注意
- この届出書は、店舗等の新設、異動、廃止又は利子等の種別の変更があつた場合に提出してください。
 - 「届出事由」欄は、該当する事由の頭数字を○で囲んでください。
 - 「新設等年月日」欄は、届出事由が新設、異動又は廃止の場合にあつては当該新設等の年月日を、届出事由が利子等の種別の変更の場合にあつては当該変更種別に係る利子割の納入開始年月日を記入してください。
 - 「異動事由」欄は、届出事由が異動の場合（営業所等の所在地又は店舗等名などが変更した場合）にのみ記入してください。
 - 「利子等の種別及び利子割納入方法」欄は、1から19までのうち該当する商品の頭数字を○で囲むとともに、当該商品の納入方法について、「店舗等ごとに納入」又は「本店等において一括納入」のいずれかを選んで○を記入してください。
また、本店等において一括納入する場合は、「一括納入する本店等」欄に、その所在地及び店舗等名を記入してください。
 - ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第八十号の三から別記様式第八十号の六までの規定中

「セ 表 格」

「

又 号 徴 者 番 号	特 別 義 務	様
----------------------------	------------------	---

」

「代 表 格」

「様」

を
に改める。

別記様式第八十一号を次のように改める。

別記様式第八十一号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

				※整理番号	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 — —)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	①			
	屋 号				
	個人番号又は法人番号				
第748条 地方税法 第749条第1項 の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所及び国税関係申請状況					
帳簿の種類		備付け開始日	保存方法	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					

都道府県名	所 在 地				
3 設立の日（新たに設立された法人が法第750条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出 通知書の受理	対象となった 保存方法	
	税目	名 称・作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、 委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市 販 プ ロ グ ラ ム の 場 合		市 販 プ ロ グ ラ ム 以 外 の 場 合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・ 市販・その他 ()					
自己開発・委託開発・ 市販・その他 ()					

自己開発・委託開発・市販・その他（ ）					
自己開発・委託開発・市販・その他（ ）					
自己開発・委託開発・市販・その他（ ）					

7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

- 1 法第748条（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第749条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。

電磁的記録による保存等・COMによる保存に共通の措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置

- データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。

()

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から〔)日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（)〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。
- 上記以外の方法による。

()

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置

- 〔一連番号、伝票番号、その他（)〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。

()

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置

次の名称の書類を備え付ける。

① システムの概要を記載した書類

()

② システムの開発に際して作成した書類

()

③ システムの操作説明書

()

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

()

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

()

(6) 検索機能の確保に関する措置

主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目					主 な 帳 簿 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の任意の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

()

①保存義務者又は事務責任者の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

()

(9) COMの索引の出力に関する措置

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

COMによる保存に固有の措置

	<p>(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>
	<p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>
8	<p>その他参考となる事項</p>
添付書類	<p>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）</p> <p>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）</p> <p>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（)</p>

別記様式第八十五号を次のように改める。

別記様式第八十五号

地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機
出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		※整理番号		
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	主たる事務所又は事業 所の所在地 氏名又は名称及び代表 者氏名 屋 号 個人番号又は法人番号	(電話番号 — —) 印		
地方税法第749条第2項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。				
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況				
帳簿の種類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所	国税関係 申請状況
税目	名称・作成事務所等			
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所				
都道府県名	所 在 地			

3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出 年月日 通知書の受理	対象となつた保存方法
	税目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM

4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間

- ① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間
- ② 保存期間の全期間

5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、 委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリン タ・その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリン タ・その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリン タ・その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリン タ・その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリン タ・その他 ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市 販 プ ロ グ ラ ム の 場 合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メ ー カ ー 名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・ 市販・その他()					
自己開発・委託開発・ 市販・その他()					
自己開発・委託開発・ 市販・その他()					
自己開発・委託開発・ 市販・その他()					

自己開発・委託開発・ 市販・その他()				
-------------------------	--	--	--	--

7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置

- データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。
()

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から〔) 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定できる情報〔一連番号、伝票番号、その他()〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。
- 上記以外の方法による。
()

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置

- 〔一連番号、伝票番号、その他()〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。
()

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置

- 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類
()
 - ② システムの開発に際して作成した書類
()
 - ③ システムの操作説明書
()
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
()

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

- 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。
- 上記以外の方法による。

()

(6) 検索機能の確保に関する措置

- 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置

- COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

()

- ①保存義務者又は事務責任者の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置

- 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。
- 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。
- 上記以外の方法による。

()

(9) COMの索引の出力に関する措置

- COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置

- COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
- 上記以外の方法による。

()

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置

- ※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。
- 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。
- 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。
- 上記以外の方法による。

()

8 その他参考となる事項

添付資料

- 1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）
- 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）
- 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）

別記様式第八十七号から別記様式第八十九号までを次のように改める。

別記様式第八十七号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話番号 — —)	※整理番号		
		氏名又は名称及び 代表者氏名	⑩		
		屋 号			
		個人番号 又は法人番号			
<p>次の地方税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第751条第1項の規定により届け出ます。</p>					
<p>1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等</p>					
帳簿の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
<p>2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由</p>					
<p>3 その他参考となる事項</p>					

別記様式第八十八号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話番号 — —)		※整理番号	
		氏名又は名称及び 代表者氏名		⑩	
		屋 号			
		個 人 番 号 又は 法 人 番 号			
<p>次の事項を変更することとしたので、地方税法第751条第2項の規定により届け出ます。</p>					
<p>1 変更しようとする地方税関係帳簿の種類等</p>					
帳簿の種類		変更しようとする 日(当初の承認を 受けた年月日等)	保 存 方 法	保存場所	国税関係 届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
<p>2 変更しようとする事項及び変更の内容</p>					
変 更 事 項		変 更 の 内 容			
<p>3 その他参考となる事項</p>					

別記様式第八十九号

主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>						※整理番号
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		氏名又は名称及び 代表者氏名		①		
		屋 号				
		個人番号又は法人番号				
事務所等	移 転 後	主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 — —)		
	移 転 前	主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 — —)		
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。						
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所及び国税関係承認状況等						
帳簿の種類		承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係承認状況	
税目	名称・作成事務所等					
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署	
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名	所 在 地					
3 事務所等を移転した日						
年 月 日						
4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要						
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所(委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託		

5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要															
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考										
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語											
自己開発・委託開発・市販・その他 ()															
自己開発・委託開発・市販・その他 ()															
自己開発・委託開発・市販・その他 ()															
自己開発・委託開発・市販・その他 ()															
自己開発・委託開発・市販・その他 ()															
6 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置															
<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p> <p>※該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から〔) 日間に限つては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。</p>															
<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータの特定することができる情報〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他 ()〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>															
<p>(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他 ()〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>															
<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類 ()</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類 ()</p> <p>③ システムの操作説明書 ()</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 ()</p>															
<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>															
<p>(6) 検索機能の確保に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 50%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2以上の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。</p>						検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名														
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>															
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>															
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>															
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>															

附則別記様式第一号中「あて先」を「宛先」に、「生年月日」を「生年月日
個人番号」に改め、同様式の注意1中「たる」を「足る」に改める。

附則別記様式第二号及び附則別記様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「氏
名」を「氏名」に改める。

附則別記様式第四号及び附則別記様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

附則別記様式第十号及び附則別記様式第十一号を次のように改める。

附則別記様式第六号から附則別記様式第九号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

附則別記様式第十号及び附則別記様式第十一号を次のように改める。

附則別記様式第十号

※整理番号

自動車取得税納税義務免除申告書兼還付申請書							
年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	納 税 義 務 者	住所又は所在地					
		氏名又は名称	⑩				
		個人番号 又は法人番号					
埼玉県税条例附則第18条の5の規定の適用を受けたいので申告(申請)します。							
納税義務の免除を受けようとする自動車取得税	年 度	登録番号又は車両番号	車 名	形状又は特種用途区分	型 式	税 額	納 税 の 済 否
						円	納税した 納税していない
取 得 年 月 日	前所有車の用途を廃止した日						
. .	. .						
還付を受けようとする額	徴 収 番 号	区 分	納 付 額	還付を受けようとする額	納 付 年 月 日	※還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日	
		税 額	円	円	. .		
		延 滞 金			
		計					. .

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例附則第18条の5の規定により上記納税義務の免除又は還付を受けようとする場合に直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

附則別記様式第十一号

※整理番号

自動車税納税義務免除申告書兼還付申請書						
年 月 日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長	納税義務者	住所又は所在地				
		氏名又は名称	㊞			
		個人番号 又は法人番号				
埼玉県税条例附則第23条の2の規定の適用を受けたいので申告(申請)します。						
納税義務の免除を受けようとする自動車税	年 度	登録番号又は車両番号	車 名	税 額	納 税 の 済 否	
				円	納税した 納税していない	
取 得 年 月 日	前所有車の用途を廃止した日					
・	・					
還付を受けようとする額	徴 収 番 号	区 分	納 付 額	還付を受けようとする額	納 付 年 月 日	※還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日
		税 額	円	円	・	
		延 滞 金			・	
		計				・

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例附則第23条の2の規定により上記納税義務の免除又は還付を受けようとする場合に直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十三号

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人女性就労サポートセンター

三 代表者の氏名

橋本 弘恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市仲二丁目四番地二十八

五 定款に記載された目的

この法人は、就労希望の女性に対し、「復職するための支援」を提供し、女性が再チャレンジしやすい環境を整備することで経済の活力に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本バレエアカデミーバレエ団

三 代表者の氏名

西田 賀成

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市岩岡町二百八十一番地十一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、また、バレエを通じて地域住民の健康増進を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほっとmama
- 三 代表者の氏名
相川 隆志
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡神川町大字植竹六五八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児とその家族に対し、充実した地域生活を送るために必要な福祉サービスを提供することで、全ての人々が健やかに暮らせる社会の実現と、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
オンデマンド印刷機の保守サービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部文書課文書管理・指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年10月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
キヤノンシステムアンドサポート株式会社 東京都品川区東品川2丁目2番4
号
- 5 落札金額
62,210,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年9月1日

告 示

埼玉県告示第千三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・四・四十二幸手五霞線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

幸手市緑台一丁目、大字幸手、大字上高野の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十七年十二月四日から平成二十七年十二月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

平成二十七年十一月十三日付け埼玉県告示第千二百九十四号で告示した新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百六十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年十二月十五日 午前十時	リンク合資会社	大栄竜二	埼玉県春日部市大場一〇九一番地四号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁衛生会館三階五三一会議室

告示

埼玉県告示第千三百六十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十七年十二月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
小林 夏樹	二級建築士	埼玉県知事登録第一三〇二八号
花輪 薫	二級建築士	埼玉県知事登録第一四二二九号
田村 昇二	二級建築士	埼玉県知事登録第一六二二九号
吉岡 康成	二級建築士	埼玉県知事登録第二二七九九号
武井 和宏	二級建築士	埼玉県知事登録第二五三九五号
齊木 泰光	二級建築士	埼玉県知事登録第二三二八五号
吉田 雄二	二級建築士	埼玉県知事登録第二七〇六一号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県深谷市国済寺六百十六番地四十七

磯貝 俊之

二 指定年月日

平成二十七年十二月二日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

<p>四百六十二号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字二ノ宮字元森六六 三番一地从先から同郡同町大字二ノ宮 字元森六五九番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年十二月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年十月三十一日 埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第九号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長一〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

<p>藤岡本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字長浜字水窪九七九番一地先から同郡同町大字三町字諏訪裏六八九番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年十二月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年四月十六日 埼玉県本庄県土整備事務所 所長告示第七号で告示した 道路予定区域の一部供用 開始である。 延長六五五・八〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年六月二日

指令川建セ第二六〇〇八六一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月一日

川建セ第二七〇〇六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字油免千六十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二百四十一番地 パインハイツ嵐山B二百二

吉野敦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年八月二十一日

指令越建セ第二六〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月一日

越建セ第三五八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷八百七十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸八百七十二番地の二 桐生 雅行